

国内山岳看護師の移行措置および DiMM 保持者の方へお知らせ

日本登山医学会専門制度委員会
専門看護師制度運営委員会
DiMM 運営委員会

2022 年 3 月より日本登山医学会公認山岳看護師制度申請を開始します。

これに伴い、以前からお知らせしているように認定国内山岳看護師、DiMM 保持者に対する移行措置を実施いたします。

以下に詳細を記しましたので、ご確認の上申請を行ってください。

専門医制度との整合性を図る為、移行申請期限の変更をしましたのでご確認下さい

1. 認定国内山岳看護師における移行措置

- 移行措置の対象は既に認定を受けている方に限ります。
申請時期分散（表 1）にご協力いただき、希望者は移行申請を行って下さい。
最終期限は 2025 年 3 月 31 日です。
- 現在エントリー中の方は 2024 年 3 月 31 日が最終認定期日です。
現在国内山岳看護師にエントリー中でまだ認定に至っていない方は国内山岳看護師認定を取得後、2025 年 3 月 31 日までに移行申請を行って下さい。未認定でエントリーされると、移行措置が適用されません。

（表 1）

認定番号	移行申請、DiMM 保持者申請時期
N1～10	2022 年 4 月～2022 年 9 月
N11～20	2022 年 10 月～2023 年 3 月
N21～30	2023 年 4 月～2023 年 9 月
N31～40	2023 年 10 月～2024 年 3 月
N41～50	2024 年 4 月～2024 年 9 月
N51～	2024 年 10 月～2025 年 3 月

2. DiMM 保持者の方

- 既に認定を受けている方は、申請時期分散（表 1）にご協力いただき、希望者は移行申請を行って下さい。
最終期限は 2025 年 3 月 31 日です。
- 現在エントリー中の方は DiMM 認定後、移行申請を行って下さい。
未認定でエントリーされると、移行措置が適用されません。

最終期限は 2025 年 3 月 31 日です。

- 2022 年 4 月以降の DiMM エントリー者は移行措置の対象外となります。

3. 移行措置要件

(1) 学会員であり、学会費を滞納していないこと。

(2) 以下の山岳領域における看護実践経験が3回以上ある。(申請日からさかのぼり 5 年以内の活動)

① 山岳診療所・救護所での実践経験

② 山岳医療活動の実践経験

山岳における救護活動及びパトロール活動の経験とする。

私的や個人山行とみなされるパトロールはそれに値しない。

③ 上記のいずれでもないが、山岳スポーツ競技会等の救護活動、海外登山・学校登山・ツアー登山等の帯同など、山岳看護実践に準じる経験

*活動履歴証明書(申請時にエントリーフォームと一緒に添付します)の提出をしていただき、個別に審査します。(3 回分の提出をお願いします)

年月を遡った活動になりますので、活動証明者のサインがない場合、活動を証明する資料(簡潔にわかるもの)を添付提出して下さい。

4. 更新について

上記の申請後、日本登山医学会公認山岳看護師に認定されましたら更新期間に入ります。

更新の期間は 5 年です。

その間に更新をされない場合は、登録から削除します。

ここからは新規取得者と同じ流れとなりますので、「日本登山医学会公認山岳看護師度について」の更新要件をご覧ください。

5. 受講料について

移行時の申請料、受講料は免除されます。

認定後、日本登山医学会公認山岳看護師に登録された時点で、受講料(初期申請の場合の約半額)を請求します。

更新料は 5 年後の更新時に請求します。

山岳看護師研修会の参加費は別途請求となります。

*最終期限 2025 年 3 月 31 日までに新型コロナ感染症の影響、天候不順、妊娠出産、育児などで
3 回の活動履歴が提出できない場合は、下記のメールへご相談下さい。

その他、ご質問がある方も [jmmmednrs@jmmmed1.org](mailto:jsmmednrs@jmmmed1.org) へメールにてお問合せ下さい。

2022 年 2 月 14 日